

証券コード：7590

2026年3月30日

株 主 各 位

和歌山県海南市阪井489番地
株式会社タカショー
代表取締役社長 高岡伸夫

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第46期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://takasho.co.jp/investor_reference

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいませ。後述のご案内に従って2026年4月14日(火曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年4月15日（水曜日）午前11時00分
（受付開始予定時刻：午前10時30分）
2. 場 所 和歌山県海南市南赤坂20-1
当社本社 3階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第46期（2025年1月21日から2026年1月20日まで）
事業報告及び連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査
役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第46期（2025年1月21日から2026年1月20日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

議 案 剰余金処分の件

4. 議決権の行使について

3頁「議決権の行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

ご来場株主様へのお土産は取りやめさせていただきます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況」
「株式会社の支配に関する基本方針」
- ②連結計算書類の「連結注記表」
- ③計算書類の「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年4月14日（火曜日）午後5時まで

インターネット等による議決権行使



次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 2026年4月14日（火曜日）午後5時まで

■書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

■インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後に入力されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

出席による議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2026年4月15日（水曜日）午前11時
(受付開始 午前10時30分予定)

インターネット等による議決権行使のご案内

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて以下のいずれかの方法でアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 **2026年4月14日（火曜日）午後5時まで**

（議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。）

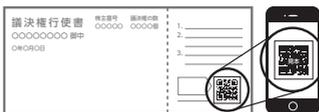
QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。



ご注意

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご入力いただく必要があります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 ウェブサイトへアクセス



- 2 議決権行使コードを入力し、ログイン



- 3 パスワードの入力



- 4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

- ・株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もあります。
- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金等)は、株主様のご負担となります。

インターネットによる 議決権行使に関する お問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

0120-652-031 [受付時間 (午前9時～午後9時)]

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。
ウェブサイトのメンテナンス作業のための取扱い休止期間 2026年4月6日(月) 午前0時～午前5時

<本株主総会の事後動画配信について>

本株主総会は、事後の動画配信を行います。

2026年4月17日（金）15時より下記URLより視聴可能となります。

※視聴可能期限：2026年5月8日（金）15時

U R L

<https://takasho.co.jp/soukaimovie20260415>

事業報告

(2025年1月21日から
2026年1月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、SDGsの理念に基づき、庭空間を活用した持続可能なガーデンライフスタイルの提案を通じて、環境負荷の低減及び持続可能な未来の実現に向けた取り組みを継続しております。事業環境におきましては、心身の健康、快適性、持続可能性を重視する「WELL-BEING」志向の高まりを背景に、自然との共生を取り入れたバイオフィリックデザインに対する関心が拡大しており、「ガーデンセラピー®」を推奨する当社の事業領域においては追い風となっております。

このような環境下、当連結会計年度における当社グループの業績は、引き続きプロユース事業における外装化粧建材関連商品の販売増加や各施設の設計折り込みの採用拡大による非住宅分野の伸長に加え、LEDサインや庭照明の拡大など、急成長を続ける連結子会社である株式会社タカショーデジテックの事業拡大が寄与したことから、売上高が増加するとともに収益性が改善し、前年同期比で増収増益となりました。

連結売上高の約70%を占めるプロユース事業の売上高は前年同期比103.3%となりました。7月31日および8月1日に開催した自社展示会「TGEF2025」や、品川ショールームを活用した非住宅分野における商品提案の強化が奏功し、公共施設・商業施設等における設計折り込みの採用拡大や大手飲食チェーンへの導入が進展したことから、非住宅分野の売上高は前年同期比115.4%と堅調に推移いたしました。

一般住宅市場においても、ガーデン・エクステリアのリノベーションおよびリフォーム需要が顕在化し始めております。加えて、「5thROOM®」のブランドコンセプトが市場に浸透しつつあり、ライフスタイル型のパッケージ提案が好評を博し、株式会社GLD-LAB.が手掛けるAR・VRを活用したDX営業の推進や生成AIを活用したサービス「EXVIZ®AI」の提供も開始したことから、空間提案力がより一層強化されております。

さらに、InstagramをはじめとするSNSを活用した情報発信が全国の自社ショールームへの来場導線となりつつあり、ブランド認知の向上とショールーム体験の連動により、BtoB・BtoC双方の接点強化が進展しております。

屋外照明・LEDサイン・イルミネーション事業を展開する連結子会社である

株式会社タカショーデジテックにおいては、すべての事業領域において好調に推移し、通期売上高は前年同期比116.3%と高い成長を達成いたしました。特に商業空間向けLEDサイン及び景観照明の需要拡大に加え、ドローンショー事業の本格化など新たな収益源の確立が進み、グループ外への販売も拡大しております。冬季需要の高いイルミネーション分野は第4四半期に寄与し、通期業績を牽引いたしました。

ホームユース事業の売上高は前年同期比98.6%となりましたが、直販ECサイト「青山ガーデン」を含むeコマース分野は前年同期比103.4%と堅調に推移いたしました。

海外事業におきましては、米国市場において適正価格実現を目的としてネット販売を一時停止した影響がありましたが、店舗販売チャンネルへの転換を推進し、The Home Depot, Inc.をはじめとする新規大手有力チェーンストアへの導入が開始されました。その結果、売上高は前年同期比97.6%まで回復いたしました。また、米国では関税対策として現地調達体制の構築が進み、すでに現地ホームセンターへの導入も開始されたことから、事業基盤の強化に寄与しております。欧州・豪州においても販売体制の整備が進展しており、中長期的な成長に向けた基盤構築が着実に進んでおります。

各事業部別の売上構成は以下のとおりです。

(単位：百万円)

期 別 事業部別	第 45 期 (2024年1月21日から 2025年1月20日まで)		第 46 期 (2025年1月21日から 2026年1月20日まで)		前期比
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
プロユース事業	13,838	69.6 %	14,297	70.6 %	103.3 %
ホームユース事業	4,047	20.3	3,989	19.7	98.6
海 外 事 業	1,943	9.8	1,897	9.4	97.6
そ の 他	60	0.3	62	0.3	102.2
合 計	19,890	100.0	20,246	100.0	101.8

以上の結果、当連結会計年度の売上高20,246百万円（前期比1.8%増）、営業利益218百万円（前期は営業損失150百万円）、経常利益717百万円（前期比756.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益198百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失242百万円）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額は666百万円であり、その主な内容は、本社倉庫の建築にかかる費用です。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額8,130百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。

- (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。
- (8) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第 43 期 (2022年1月21日から 2023年1月20日まで)	第 44 期 (2023年1月21日から 2024年1月20日まで)	第 45 期 (2024年1月21日から 2025年1月20日まで)	第46期(当連結会計年度) (2025年1月21日から 2026年1月20日まで)
売 上 高	20,351	19,411	19,890	20,246
経 常 利 益	982	250	83	717
親会社株主に帰属する当期純利益 (又は当期純損失 (△))	518	△75	△242	198
1 株当たり当期純利益 (又は当期純損失 (△))	29.60円	△4.45円	△14.41円	11.78円
総 資 産	23,640	23,134	23,814	23,473
純 資 産	13,389	12,499	12,756	12,873
1 株当たり純資産	756.72円	734.15円	748.41円	754.81円

(9) 対処すべき課題

今後とも当社グループを取り巻く経営環境はさらに厳しく変化することが予想されますが、さらなる成長性と収益性の向上を図るため当社グループが対処すべき課題は次のとおりであります。

①環境を考える時代を見据えた市場創造型商品の開発

金属エクステリア商品が6割を占める日本のガーデニング市場において、EU諸国に見られるような地球環境に優しく暮らす庭「スマートリビングガーデン」をテーマとした商品開発ならびにデザイン開発を推進してまいります。また、日本市場では環境を考えた街づくりの意識が乏しく、これからの市場を新たな方向に向け、啓発する必要があります。当社は業態にとらわれず、お客様の本質的な満足を満たす庭空間づくりとガーデンを通じて、家族が笑顔で健康になる庭づくりをテーマにした「ガーデンセラピー」や庭空間をリメイクする「リフォームガーデン」の考え方を基軸とし、新たな事業展開を図ってまいります。

②経営の効率化、サービスの付加価値の向上

業務の効率化と生産性の向上を推進し、情報を迅速且つ戦略的に用いることでさらなる経営効率の向上ならびにサービスの付加価値の向上を図ってまいります。

③物流体制の強化

全国のお客様にジャストインタイムで商品を供給できる体制(サプライチェーンマネジメント)の強化と物流コストの抑制を図ってまいります。

④優秀な人材の確保

当社グループでは、個々の従業員の技術力ならびに営業力が直接的に会社業績に影響するケースが少なくありません。優秀な人材を確保するために成功報酬型の給与体制の導入、積極的なジョブ・ローテーション(組織再配置)の取組み等、積極的に進めてまいります。また、新規採用に関しましては、インターネット等での広報活動により各地域での採用活動を強化し、優秀な人材を広く求めてまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

(10) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
ガーデンクリエイイト株式会社	10,000千円	100	造園・エクステリア資材の製造・加工
株式会社タカショーデジテック	20,000千円	100	照明機器の製造・販売
トーコー資材株式会社	20,000千円	100	造園・エクステリア資材の販売及び工事等
株式会社グリーン情報	11,000千円	100	雑誌・書籍の出版、販売
株式会社3and garden	3,000千円	70	ウェブサイトの企画、制作、運営
株式会社GLD-LAB.	30,000千円	100	ガーデン&エクステリアの空間デザイン及び販売
佛山市南方高秀電子科技有限公司	2,294千米ドル	100	LED製品の製造
江西高秀進出口貿易有限公司	78,289千元	100	庭園製品の仕入・販売
九江高秀園芸製品有限公司	7,200千元	100 (100)	庭園資材の製造・販売
香港高秀集團有限公司	1,000千香港ドル	100 (100)	庭園資材の仕入・販売
Takasho Australasia Pty. Ltd.	255千豪ドル	100	庭園資材の販売
Takasho UK Limited	4,330千英ポンド 500千米ドル	100	庭園製品の企画・販売
Takasho USA Inc.	4,000千米ドル	100	庭園製品の企画・販売
VegTrug Europe GmbH	787千ユーロ	100 (100)	庭園資材の販売
Takasho Garden Living India Private Limited	45,000千インド ルピー	100	庭園資材の販売
TAKASHO GARDEN LIFE DESIGN LAB PHIL. Corp	12,000千ペソ	100	アプリケーション及び動画等の制作、販売
浙江正特高秀園芸建材有限公司	7,520千元	65	庭園資材の製造・販売

(注) 1. 出資比率覧の()内は、間接出資比率を内数として表示しております。

2. Takasho UK Limitedは、2025年11月19日付でVegTrug Limitedから名称変更しております。

3. Takasho USA Inc.は、2025年11月26日付でVegTrug USA Inc.から名称変更しております。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社グループは、やすらぎのある庭空間を通じて幸せな暮らしを創るガーデンライフスタイルメーカーです。庭と住まいを一体化させた「Living Garden」のコンセプトを軸に、人々のライフスタイルに溶け込むガーデン空間の創造を目指しています。また、DXの推進に積極的に取り組んでおり、お客様に対して、より具体的に魅力的なガーデン・エクステリア空間の提案を実現し、DXを通じて新しい価値を創造しています。

当社グループの主要な事業部別は次のとおりであります。

①プロユース事業

国内に製造拠点をもち、公共事業、商業施設、戸建住宅、ハウスメーカーの企画・設計デザイン、施工部門など、設計・施工を伴うプロのお客様に景観、アウトドアリビング&エクステリアの空間提案を製造メーカーとしてトータルサポートしています。

具体的なプラン提案のため、さまざまなツールを活用し、リアルとデジタルを連携させた提案力の強化を図っています。

②ホームユース事業

DIYを基本とした庭づくりをサポートし、こだわりのお庭のシーン提案や、多彩な商品ラインアップを提供しています。

Living Gardenのコンセプトに基づき、家と庭が一体となった安らぎの暮らしを提案しています。

③海外事業

中国に製造拠点をもち、ヨーロッパ、アメリカ、オーストラリア、アジア諸国など、グローバルに販売を展開しています。

④DX事業、その他

DXツールによる空間提案、SNS等による情報発信を展開しています。

(12) 主要な事業所

本 社	和歌山県海南市	横浜営業所	神奈川県横浜市
東北支店	宮城県仙台市	新潟営業所	新潟県新潟市
東京支店	東京都千代田区	北陸営業所	石川県金沢市
名古屋支店	愛知県名古屋市	テクニカルサービス事業部	滋賀県草津市
大阪支店	大阪府箕面市	関西営業所	和歌山県海南市
広島支店	広島県東広島市	四国営業所	徳島県吉野川市
九州支店	福岡県筑後市	広州事務所	中国広州市
札幌営業所	北海道札幌市	코리아支店	韓国平沢市
北関東営業所	群馬県前橋市	ベトナム事務所	ベトナムホーチミン
埼玉営業所	埼玉県坂戸市	オーストラリア事務所	オーストラリアシドニー
首都圏営業所	埼玉県戸田市	ドイツ支店	ドイツゲイルドルフ

(13) 使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
320名	31名減	42歳7ヶ月	14年6ヶ月

(注) 使用人数には、嘱託及びパートタイマー(102名)は含んでおりません。

(14) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	1,400 百万円
株式会社紀陽銀行	1,370
株式会社三菱UFJ銀行	1,088
株式会社りそな銀行	665
株式会社京都銀行	385
三井住友信託銀行株式会社	200
株式会社南都銀行	110

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 16,858,453株（自己株式731,661株を除く。）
- (2) 当期末株主数 14,146名
- (3) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社タカオカ興産	1,550 千株	9.19 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口）	1,495	8.87
高岡伸夫	1,081	6.41
タカショー社員持株会	501	2.97
株式会社紀陽銀行	242	1.43
株式会社三菱UFJ銀行	194	1.15
橋本総業ホールディングス株式会社	169	1.00
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	151	0.89
高岡友貴	150	0.89
高岡淳子	135	0.80

（注）上記の持株比率は自己株式731,661株を控除して算出しております。

- (4) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

当社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高岡伸夫	代表執行役員 株式会社タカショーデジタル代表取締役会長
取締役	寒川浩	専務執行役員経営管理本部長
取締役	百瀬伸夫	テンポロジー未来コンソーシアム株式会社代表取締役 一般社団法人IKIGAIプロジェクト理事
取締役	宝田めぐみ	宝田グローバルアドバイザーズ株式会社代表取締役 株式会社東部住販社外取締役 株式会社笑美面社外取締役
取締役	有江敬寛	株式会社ケーティーコンサルティング専務取締役 株式会社シンスター取締役
監査役(常勤)	井上雅也	
監査役	嶋津裕介	弁護士法人栄光代表社員
監査役	永井晶也	株式会社名南経営ホールディングス取締役 株式会社名南財産コンサルタンツ代表取締役 株式会社未来Linkパートナーズ代表取締役 株式会社名南経営キャピタル代表取締役 コーテック株式会社代表取締役会長 コーテックホールディングス株式会社代表取締役 株式会社名南経営コンサルティング代表取締役社長 株式会社カワグチ代表取締役 株式会社CPホールディングス代表取締役 株式会社シンクスデザインングプロ代表取締役会長 株式会社名古屋未来創造支援代表取締役

- (注) 1. 高岡淳子氏、山田拓幸氏は、2025年4月9日開催の第45期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 水城実氏は、2025年4月9日開催の第45期定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任いたしました。
3. 百瀬伸夫、宝田めぐみ及び有江敬寛の各氏はそれぞれ社外取締役、嶋津裕介及び永井晶也の両氏はそれぞれ社外監査役であります。
4. 嶋津裕介氏は弁護士としての経験があり、司法に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、百瀬伸夫、宝田めぐみ、有江敬寛、嶋津裕介及び永井晶也の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、業務執行取締役等でない取締役及び監査役全員と当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (4名)	65,740千円 (12,950千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	14,836千円 (4,000千円)
合計	11名	80,576千円

- (注) 1. 当社の取締役及び監査役の報酬等の種類は、基本報酬のみとしております。
2. 上記の取締役及び監査役の支給人員には、2025年4月9日開催の第45期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。

②取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

イ) 当該方針の決定方法

当社は、役員報酬等に関する事項について、当該決定方針を取締役会にて決議しております。

ロ) 当該方針の内容の概要

- i) 役員報酬の決定は、次に掲げる方法により、世間水準、経営内容及び従業員給与とのバランス等を考慮して決定する。
- ii) 取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬の限度内とし、取締役会において決定する。ただし、取締役会が代表取締役に決定を一任したときは、代表取締役が決定する。
- iii) 固定報酬（業績に連動しない報酬）を支給する場合、取締役の役位、職責等に応じて支給額を決定する。
- iv) 業績連動報酬（業績に連動する報酬）を支給する場合、各事業年度の目標値に対する達成状況に応じ、支給額を決定する。
- v) 非金銭報酬を支給する場合、譲渡制限付株式、役員株式給付信託等を付与するものとし、付与数は役位、職責に応じ、各事業年度の目標値に対する達成状況に応じて決定する。
- vi) 監査役の報酬は、株主総会が決定する報酬額の限度内とし、監査役の協議によって決定する。

③取締役及び監査役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬に関する株主総会の決議は、1998年4月17日開催の第18期定時株主総会で、取締役の報酬限度額は、年額150百万円以内、監査役の報酬限度額は、年額20百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役は10名、監査役は3名です。

また、当社の役員のストック・オプション報酬額に関する株主総会の決議は、2018年4月14日開催の第38期定時株主総会で、取締役（社外取締役を除く）を付与対象とする新株予約権の目的となる株式数は20,000株を上限と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）は4名です。

④取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度の取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、代表取締役社長代表執行役員高岡伸夫に決定を一任しております。これらの権限を委任した理由は、代表取締役社長代表執行役員高岡伸夫は、当社の業績を俯瞰しつつ各取締役の当事業年度における業績貢献度の評価を行うにあたり最も適しているためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう社外取締役の関与・助言を得て客観性・公平性を担保する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役百瀬伸夫氏の重要な兼職先であるテンポロジー未来コンソーシアム株式会社、一般社団法人IKIGAIプロジェクトと、当社との取引はございません。

取締役宝田めぐみ氏の重要な兼職先である宝田グローバルアドバイザーズ株式会社、株式会社東部住販、株式会社笑美面と、当社との取引はございません。

取締役有江敬寛氏の重要な兼職先である株式会社ケーティーコンサルティング、株式会社シンスターと、当社との取引はございません。

監査役嶋津裕介氏の重要な兼職先である弁護士法人栄光は、当社と顧問弁護士の契約関係にあります。

監査役永井晶也氏の重要な兼職先である株式会社名南経営ホールディングス、株式会社名南財産コンサルタント、株式会社未来Linkパートナーズ、株式会社名南経営キャピタル、コーテック株式会社、コーテックホールディングス株式会社、株式会社名南経営コンサルティング、株式会社カワグチ、株式会社CPホールディングス、株式会社シンクスデザインングプロ、株式会社名古屋未来創造支援と、当社との取引はございません。

② 主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	百瀬 伸夫	経歴に裏付けされた豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。なお、当期開催の取締役会17回のうち17回出席しております。

地位	氏名	主な活動状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	宝田 めぐみ	外資系企業や証券会社での勤務経験や、アナリストとしての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。なお、社外取締役就任後開催の取締役会12回のうち12回出席しております。
社外取締役	有江 敬寛	ITコンサルタントとしての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。なお、社外取締役就任後開催の取締役会12回のうち12回出席しております。

地位	氏名	主な活動状況
社外監査役	嶋津 裕介	弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。なお当期開催の取締役会17回のうち17回、監査役会13回のうち13回出席しております。
社外監査役	永井 晶也	経営コンサルタントとしての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。なお、社外監査役就任後開催の取締役会12回のうち 12回、監査役会10回のうち10回出席しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の子会社である江西高秀進出口貿易有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けています。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託していません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、企業の健全で持続的な発展のために内部統制システムを整備し、運用することが経営上の重要課題であると考え、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決議いたしております。その内容の概略は以下のとおりであります。

①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を取締役・従業員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。内部監査室は、管理部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的を取締役会及び監査役に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

②取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る決裁結果を稟議書等の文書または、電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時閲覧できるものとする。

③損失の危機の管理に関する規程及びその他体制

取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係るリスク管理規程を制定・施行する。また、リスク管理を統括する部門を設置し、組織横断的にリスク管理体制の構築及び運用を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は自らが取締役の職務の効率性に関しての総括責任者となり、中期経営計画及び年次経営計画に基づいた各部門の目標に対して職務執行が効率的に行われるよう監督する。各部門担当責任者は「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に準拠し、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な職務執行体制を決定する。総括責任者である代表取締役は月に1回開催される定例取締役会及び適宜開催される臨時取締役会において、各部門責任者に対して定期的に報告させるとともに、効率的に職務執行を行うために問題の把握と改善に努める。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

当社グループの業務の適正性を確保し、グループの戦略的経営を推進するため、当社取締役及び執行役員ならびに子会社の役員を構成員とする会議を行う。

リスク管理統括部門は、当社グループのリスクを適時適切に把握するため、リスク管理規程に基づき、グループ全体のリスク評価及び管理の体制を適切に構築し、これを運営する。

当社グループは、子会社の取締役等が社内での法令違反行為等について、当社への相談または通報を行いやすい体制を構築する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の規模から当面は監査役の職務を補助すべき使用人を置かない。但し、内部監査室は監査役からの調査の委嘱を受けた場合、監査役の職務を補助するものとする。

⑦取締役及び使用人ならびに子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けたものが監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの役員及び従業員は、当社グループの経営・業績に影響を与える重要な事項や重大な法令・定款違反行為その他会社に著しい損害を与える事項について、発生次第速やかに当社の監査役に報告する。

また、当社グループの役員及び従業員は、監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行う。

⑧監査役へ報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社の定める内部通報制度（ホットライン制度）において、監査役への内部通報について不利な扱いを受けない旨を規定・施行する。

⑨監査役職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の該当職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務遂行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会はもとより経営会議、営業会議等の主要会議へ出席する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①当社グループのコンプライアンス体制について

当社グループの取締役及び従業員から、法令順守、公正な取引の順守、違法または反倫理的な行為の報告を義務付けた「企業倫理規程」の宣誓書を提出させております。

②当社グループにおける業務の適正性について

当社の取締役及び執行役員がグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを監督しております。また、内部監査室が内部監査計画に基づき、当社ならびにグループ各社の内部監査を実施しており、これを確保する体制を整備しております。

③取締役の職務の執行について

当事業年度は、取締役会を17回開催し、業務執行に関する重要事項を協議・決定するとともに取締役及び従業員の職務執行の監督を行いました。

④監査役の職務の執行について

当事業年度は、監査役会を13回開催し、社外監査役を含む監査役は、監査に関する重要な報告を受け、協議、決議を行っております。また、常勤監査役は取締役会やその他重要な会議へ出席し、代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。)

連結貸借対照表

(2026年1月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	14,649,468	流動負債	9,161,144
現金及び預金	3,506,673	支払手形及び買掛金	2,003,541
受取手形、売掛金及び契約資産	2,670,478	電子記録債務	1,078,474
電子記録債権	813,610	短期借入金	4,000,000
商品及び製品	4,360,120	一年内返済予定の長期借入金	374,740
仕掛品	761,641	リース債務	149,894
原材料及び貯蔵品	1,652,907	未払金	723,182
短期貸付金	22,732	未払費用	145,595
その他	892,371	未払法人税等	420,790
貸倒引当金	△31,068	未払消費税等	106,968
固定資産	8,823,717	賞与引当金	15,614
有形固定資産	6,313,733	その他	142,341
建物及び構築物	4,072,270	固定負債	1,438,730
機械装置及び運搬具	286,901	長期借入金	848,149
工具器具備品	224,501	リース債務	201,900
土地	1,142,223	退職給付に係る負債	15,786
リース資産	341,536	資産除去債務	261,974
建設仮勘定	246,299	繰延税金負債	108,910
無形固定資産	461,710	その他	2,009
のれん	9,333	負債合計	10,599,875
ソフトウェア	276,946	純資産の部	
その他	175,430	株主資本	11,207,202
投資その他の資産	2,048,273	資本金	3,043,623
投資有価証券	194,656	資本剰余金	3,096,857
出資金	56,982	利益剰余金	5,560,899
長期貸付金	104,559	自己株式	△494,177
退職給付に係る資産	877,105	その他の包括利益累計額	1,517,744
繰延税金資産	153,613	その他有価証券評価差額金	93,574
その他	684,059	為替換算調整勘定	1,091,282
貸倒引当金	△22,704	退職給付に係る調整累計額	332,887
		非支配株主持分	148,364
資産合計	23,473,186	純資産合計	12,873,310
		負債純資産合計	23,473,186

連結損益計算書

(自 2025年1月21日
至 2026年1月20日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		20,246,400
売上原価		11,655,989
売上総利益		8,590,411
販売費及び一般管理費		8,371,676
営業利益		218,734
営業外収益		
受取利息	10,562	
受取配当金	6,776	
為替差益	419,253	
受取手数料	43,438	
補助金収入	19,414	
スクラップ売却益	42,662	
その他の	95,326	637,435
営業外費用		
支払利息	104,342	
コミットメントフィー	339	
その他の	33,893	138,576
経常利益		717,593
特別利益		
固定資産売却益	9,203	
投資有価証券売却益	3,360	12,564
特別損失		
固定資産除却損失	9,195	
減損損失	24,035	33,231
税金等調整前当期純利益		696,926
法人税、住民税及び事業税	551,550	
法人税等調整額	△58,070	493,479
当期純利益		203,446
非支配株主に帰属する当期純利益		4,826
親会社株主に帰属する当期純利益		198,619

連結株主資本等変動計算書

（ 自 2025年1月21日
至 2026年1月20日 ）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,043,623	3,096,857	5,446,571	△494,177	11,092,874
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△84,292		△84,292
親会社株主に帰属する当期純利益			198,619		198,619
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	114,327	—	114,327
当 期 末 残 高	3,043,623	3,096,857	5,560,899	△494,177	11,207,202

	その他の包括利益累計額			
	その他の有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
当 期 首 残 高	84,314	1,280,073	159,751	1,524,140
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				—
親会社株主に帰属する当期純利益				—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9,259	△188,791	173,136	△6,395
当 期 変 動 額 合 計	9,259	△188,791	173,136	△6,395
当 期 末 残 高	93,574	1,091,282	332,887	1,517,744

	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	139,284	12,756,299
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△84,292
親会社株主に帰属する当期純利益		198,619
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9,079	2,683
当 期 変 動 額 合 計	9,079	117,011
当 期 末 残 高	148,364	12,873,310

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 17社

連結子会社の名称 ガーデンクリエイト(株)

(株)タカショーデジテック

佛山市南方高秀電子科技有限公司

トーコー資材(株)

Takasho Australasia Pty. Ltd.

江西高秀進出口貿易有限公司

浙江正特高秀園芸建材有限公司

九江高秀園芸製品有限公司

Takasho UK Limited

Takasho USA Inc.

VegTrug Europe GmbH

Takasho Garden Living India Private Limited

香港高秀集團有限公司

(株)3and garden

TAKASHO GARDEN LIFE DESIGN LAB PHIL. Corp

(株)グリーン情報

(株)GLD-LAB.

なお、Takasho UK Limitedについては、VegTrug Limitedから名称を変更し、Takasho USA Inc.については、VegTrug USA Inc.から名称を変更しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

(株)ヤスモク、上海高秀園芸建材有限公司及び滿洲里高秀木業有限公司は、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、佛山市南方高秀電子科技有限公司、Takasho Australasia Pty. Ltd.、江西高秀進出口貿易有限公司、浙江正特高秀園芸建材有限公司、九江高秀園芸製品有限公司、Takasho UK Limited、Takasho USA Inc.、VegTrug Europe GmbH、Takasho Garden Living India Private Limited、香港高秀集團有限公司及びTAKASHO GARDEN LIFE DESIGN LAB PHIL. Corpの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない…………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない…………… 移動平均法による原価法
株 式 等

②デリバティブ…………… 時価法

③棚卸資産

商品・製品・仕掛品・原材料…………… 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

貯 蔵 品…………… 主として最終仕入原価法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）…………… 主として法人税法の規定に基づく定率法、ただし1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については法人税法の規定に基づく定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 10～38年

機械装置及び運搬具 5～12年

無形固定資産（リース資産を除く）…………… 法人税法の規定に基づく定額法、ただしソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

リ ー ス 資 産…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 …………… 国内連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した金額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

③小規模企業等による簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、庭園資材の製造販売を主な事業としており、顧客との契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品等に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間にある場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引価格を算定するに当たり、顧客への約束した財又はサービスの移転と交換に受け取る見込まれる金額から値引き、リベート及び返品などの金額を控除して測定しております。なお、履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を行っております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については、振当処理を行っております。特例処理の要件を満たす金利スワップ等については、特例処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段
 デリバティブ取引(為替予約取引)
- ・ヘッジ対象
 外貨建取引

③ヘッジ方針

内部規定に基づき、為替変動リスクを軽減することを目的としております。

④ヘッジの有効性の評価

各取引毎に為替変動幅及びヘッジ手段取引額とヘッジ対象取引額との比較を行うことにより、ヘッジの有効性の評価を6ヶ月毎に行っております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは発生した連結会計年度以降5年間で均等償却しております。ただし、金額が僅少の場合は発生した期の損益として処理しております。

5. 会計方針の変更

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

6. 表示方法の変更

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「スクラップ売却益」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

7. 重要な会計上の見積り

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	4,360,120千円
仕掛品	761,641千円
原材料及び貯蔵品	1,652,907千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貯蔵品を除く棚卸資産は移動平均法による原価法(収益性低下による簿価切下げの方法)により評価しております。棚卸資産の正味売却価額が帳簿価額を下回った場合は、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。また、営業循環過程から外れた滞留品については、販売実績や処分実績等に基づき一定の評価減率を設定し、帳簿価額を切下げるとともに、当該切り下げ額を棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、棚卸資産の評価に用いた仮定等の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に計上される棚卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

8. 追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月21日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.46%から31.36%に変更して計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

注 記 事 項

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額

受取手形	……………	43,556千円
売掛金	……………	2,626,921千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 …………… 7,488,790千円

(3) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 …… 40,618千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,590,114	—	—	17,590,114

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	731,661	—	—	731,661

(3) 配当金に関する事項

配当金支払額

決 議	株式の種 類	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
2025年4月9日 定時株主総会	普通株式	84,292千円	5.00円	2025年 1月20日	2025年 4月10日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種 類	配当の原 資	配当金の総 額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
2026年4月15日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	84,292千円	5.00円	2026年 1月20日	2026年 4月16日

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用につきましては短期的な預金等に限定し、資金調達につきましては主に銀行借入により行う方針であります。デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的とし、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権につきましては、為替変動リスクに晒されております。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し貸付を行っており、信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヵ月以内の支払期日です。

借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、短期と長期の一部で行っております。また、長期借入金の一部及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としております。

デリバティブ取引は、通常の営業過程における輸取出引及び輸入取引の為替相場の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等につきましては、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等「4 会計方針に関する事項(6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

2 金融商品の時価等に関する事項

2026年1月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注)をご参照ください。)。また、現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	189,656	189,656	—
資産計	189,656	189,656	—
(2) 長期借入金(※1)	1,222,889	1,212,801	△10,088
(3) リース債務(※1)	351,795	336,681	△15,114
負債計	1,574,685	1,549,483	△25,202

(※1) 長期借入金及びリース債務は1年以内に返済期限の到来する金額を含めております。

(注)市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	5,000
出資金	56,982

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	189,656	—	—	189,656
資産計	189,656	—	—	189,656

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,212,801	—	1,212,801
リース債務	—	336,681	—	336,681
負債計	—	1,549,483	—	1,549,483

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計を、新規に同様の借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

報告セグメント	日本	欧州	中国	韓国	米国	その他	合計
プロユース 事業部	14,297,083	—	—	—	—	—	14,297,083
ホームユース 事業部	3,114,994	—	874,652	—	—	—	3,989,646
海外推進 事業部	186,778	595,025	154,324	162,059	477,332	321,874	1,897,395
その他	62,274	—	—	—	—	—	62,274
顧客との契約から 生じる収益	17,661,131	595,205	1,028,976	162,059	477,332	321,874	20,246,400
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への 売上高	17,661,131	595,025	1,028,976	162,059	477,332	321,874	20,246,400

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 4.会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額…………… 754円81銭

(2) 1株当たり当期純利益…………… 11円78銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年1月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	8,899,118	流動負債	7,924,020
現金及び預金	698,452	支払手形	936,344
受取手形	36,451	電子記録債権	151,439
電子記録債権	773,114	買掛金	597,812
売掛金	3,576,934	短期借入金	4,000,000
商品及び製品	2,955,792	1年内返済予定の長期借入金	373,920
原材料及び貯蔵品	19,116	リース債務	764
前払費用	180,318	未払金	536,581
前払費用	102,198	未払費用	68,453
短期貸付金	39,070	未払法人税等	268,388
未収入金	288,860	前受り金	23,899
その他金	231,511	預り金	883,939
貸倒引当金	△2,702	未払消費税等	61,143
固定資産	6,484,045	その他	21,332
有形固定資産	2,393,463	固定負債	1,011,413
建物	1,115,305	長期借入金	846,380
構築物	72,224	リース債務	2,713
機械及び装置	21,718	資産除去債務	161,317
車両運搬具	8,652	その他	1,003
工具、器具及び備品	50,587	負債合計	8,935,434
土地	888,148	純資産の部	
リース資産	3,142	株主資本	6,354,155
建設仮勘定	233,684	資本金	3,043,623
無形固定資産	212,183	資本剰余金	3,106,388
借地権	6,000	資本準備金	3,066,445
ソフトウェア	197,616	その他資本剰余金	39,942
その他	8,567	利益剰余金	698,321
投資その他の資産	3,878,398	利益準備金	12,200
投資有価証券	189,656	その他利益剰余金	686,121
関係会社株式	429,401	繰越利益剰余金	686,121
関係会社出資金	20,105	自己株式	△494,177
関係会社出資金	1,499,631	評価・換算差額等	93,574
長期貸付金	104,559	その他有価証券評価差額金	93,574
関係会社長期貸付金	2,191,184		
長期前払費用	4,916	純資産合計	6,447,729
差入保証金	133,610	負債純資産合計	15,383,164
保険積立金	404,430		
前払年金費用	297,966		
関係会社長期未収入金	424,473		
繰延税金資産	34,662		
その他	2,959		
貸倒引当金	△1,859,160		
資産合計	15,383,164		

損益計算書

(自 2025年1月21日
至 2026年1月20日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		15,694,761
売上原価		9,568,025
売上総利益		6,126,735
販売費及び一般管理費		5,717,699
営業利益		409,035
営業外収益		
受取利息	103,470	
受取配当金	566,062	
受取手数料	96,583	
受取賃貸料	27,126	
為替差益	242,804	
その他	34,201	1,070,249
営業外費用		
支払利息	95,306	
貸倒引当金繰入額	887,444	
コミットメントフィー	339	
その他	13,814	996,904
経常利益		482,380
特別利益		
固定資産売却益	80	
投資有価証券売却益	3,360	3,441
特別損失		
固定資産除却損	1,455	
関係会社出資金評価損	9,202	10,658
税引前当期純利益		475,163
法人税、住民税及び事業税	341,242	
法人税等調整額	△62,494	278,747
当期純利益		196,415

株主資本等変動計算書

（ 自 2025年1月21日
至 2026年1月20日 ）

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	合計
当 期 首 残 高	3,043,623	3,066,445	39,942	3,106,388
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				—
当 期 純 利 益				—
自 己 株 式 の 取 得				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	3,043,623	3,066,445	39,942	3,106,388

	株 主 資 本		
	利 益 剰 余 金		
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	合 計
当 期 首 残 高	12,200	573,998	586,198
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		△84,292	△84,292
当 期 純 利 益		196,415	196,415
自 己 株 式 の 取 得			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			—
当 期 変 動 額 合 計	—	112,122	112,122
当 期 末 残 高	12,200	686,121	698,321

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計
当 期 首 残 高	△494,177	6,242,032	84,314	84,314
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△84,292		—
当 期 純 利 益		196,415		—
自 己 株 式 の 取 得		—		—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)		—	9,259	9,259
当 期 変 動 額 合 計	—	112,122	9,259	9,259
当 期 末 残 高	△494,177	6,354,155	93,574	93,574

	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	6,326,347
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△84,292
当 期 純 利 益	196,415
自 己 株 式 の 取 得	—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	9,259
当 期 変 動 額 合 計	121,382
当 期 末 残 高	6,447,729

個 別 注 記 表

1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び
関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない …………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純
株式等以外のもの 資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準 …… 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料 …………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の
低下による簿価切り下げの方法）

貯 蔵 品 …………… 最終仕入原価法による原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） …………… 主として法人税法の規定に基づく定率法、ただし1998年4月
1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016
年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物について
は法人税法の規定に基づく定額法

無形固定資産（リース資産を除く） …………… 法人税法の規定に基づく定額法、なおソフトウェア（自社利
用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づ
く定額法

リ ー ス 資 産 …………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によ
っております。

(5) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 …………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒
実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回
収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、当事業年度末においては年金資産が退職給付債務（未認識数理計算上の差異を除く）を上回ったため、その差額を前払年金費用として投資その他の資産の区分に計上しており、退職給付引当金の残高はありません。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社は、庭園資材の製造販売を主な事業としており、顧客との契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品等に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間にある場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引価格を算定するに当たり、顧客への約束した財又はサービスの移転と交換に受け取ると見込まれる金額から値引き、リベート及び返品などの金額を控除して測定しております。なお、履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引）

・ヘッジ対象

外貨建債務及び外貨建予定取引、外貨建貸付金等

③ ヘッジ方針

内部規定に基づき、為替変動リスクを軽減することを目的としております。

④ ヘッジの有効性の評価

各取引毎に為替変動幅及びヘッジ手段取引額とヘッジ対象取引額との比較を行うことにより、ヘッジの有効性の評価を6ヶ月毎に行っております。

通貨スワップ取引はヘッジ対象の外貨建貸付金の元本金額及び期間と一致させて利用しております。また、金利スワップ取引は貸付金額の範囲内での利用としております。

- (8) その他計算書類作成 …………… 退職給付に係る会計処理
のための重要な事項 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2.会計方針の変更

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3.重要な会計上の見積り

(1) 棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	2,955,792千円
原材料及び貯蔵品	19,116千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に同様の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 関係会社投融資の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	429,401千円
関係会社出資金	1,499,631千円
短期貸付金	39,070千円
関係会社長期貸付金	2,191,184千円
関係会社長期未収入金	424,473千円
上記に係る貸倒引当金	△1,859,160千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式及び関係会社出資金については、実質価額が投資額に対して著しく低下している場合には、回復可能性があると判断された場合を除き、実質価額まで評価損を計上しております。また、関係会社に対する貸付金及び未収入金について、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

当該見積額は、翌事業年度の関係会社の財政状態及び経営成績が悪化した場合や、予算等の見積りの前提が変化した場合、翌事業年度の計算書類における関係会社投融資の評価に重要な影響を与える可能性があります。

注 記 事 項

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,993,989千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	2,018,229千円
〃 短期金銭債務	1,315,938千円
(3) 流動負債「前受金」のうち、契約負債の残高	2,557千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	売	上	高	869,571千円
	仕	入	高	6,585,290千円
	販売費及び一般管理費			99,039千円
	営業取引以外の取引高			749,827千円
上記の材料売上高は、損益計算書上で仕入高と相殺しております。				

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	731,661	—	—	731,661

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	567,123千円
棚卸資産評価損	40,375千円
関係会社株式評価損	3,482千円
関係会社出資金評価損	521,533千円
未払事業税	19,133千円
未払費用	6,396千円
投資有価証券評価損	151千円
資産除去債務	50,589千円
その他	10,315千円
繰延税金資産小計	1,219,100千円
評価性引当額	△1,027,792千円
繰延税金資産合計	191,308千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△93,442千円
資産除去債務に対応する除去費用	△20,451千円
その他有価証券評価差額金	△42,751千円
繰延税金負債合計	△156,645千円
繰延税金資産の純額	34,662千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月21日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.46%から31.36%に変更して計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 役員及び個人株主等

属性	会社名	住所	資本金 または 出資金	事業の 内 容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者 との関係		取引の 内 容	取引金額 (千円)	科目	期 末 残 高 (千円)
						役員	兼任 の 人数				
役員及びその 近親者が代表 理事を務める 財団法人	一般財団法人 タカシヨー ガーデン ライフ振興 財団 (注5)	和歌 県 海 南 市	—	人材育成へ の 支援事業	なし	役員	兼任 2名	寄付金の支 払	13,000	—	—

(注) 1. 当財団は、経済的理由により修学が困難とみられる学生に対し、就学援助を行い、将来の社会に貢献し得る有用な人材の育成に寄与することを目的としています。財団への寄付金拠出額については、当事者間で協議の上、決定しています。

2. 子会社等

属性	会社名	住所	資本金 または 出資金	事業の 内 容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の 内 容	取引金額 (千円)	科目	期 末 残 高 (千円)
						役員	兼任 の 人数				
子会社	ガ ー デ リ ト エ ン テ ィ 株式会社	和 歌 県 海 南 市	10,000 千円	造園・エ ク ス テ リ ア 資 材 の 製 造 ・ 加 工	直接100	役 員 兼 任 1名	当 社 製 の 造	商品 の 仕 入 (注2①)	3,099,469	買掛金	215,013
								手 数 料 の 受 取 (注3)	5,559	預り金	460,000
子会社	株式会社 タカ シ ヨ ー デ ジ テ ク	和 歌 県 海 南 市	20,000 千円	照明機器 の 製 造 お よ び 販 売	直接100	役 員 兼 任 1名	当 社 製 の 造	商品 の 仕 入 (注2①)	1,862,852	買掛金	153,636
								—	—	預り金	200,000
子会社	ト ー コ ー 資 材 株式会社	新 潟 県 潟 市	20,000 千円	庭園資材 の 販 売	直接100	役 員 兼 任 1名	当 社 製 の 造	—	—	預り金	180,000
子会社	江 西 高 進 出 貿 易 有 限 公 司	中 瑞 省 昌 市	78,289 千円	庭園資材 の 販 売	直接100	役 員 兼 任 1名	当 社 製 の 造	商品 の 仕 入 (注2①)	1,196,672	買掛金	62,045
								配 当 金 の 受 取	534,286	—	—
子会社	佛 山 南 方 電 子 科 技 有 限 公 司	中 佛 省 山 市	2,294 千ドル	庭園資材 の 製 造	直接100	役 員 兼 任 1名	当 社 製 の 造	利 息 の 受 取 (注2④)	14,304	関係会社 期 長 貸 付 金	530,507

属性	会社名	住所	資本金 または 出資金	事業の 内 容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の 内 容	取引金額 (千円)	科目	期 末 残 高 (千円)
						役 員 兼 任 1名	当 社 製 品 販 売				
子会社	Takasho Australasia Pty. Ltd.	オーストラリア ヴィクトリア 州	255 千豪ドル	庭園資材 の販売	直接100	役 員 兼 任 1名	当 社 製 品 販 売	利息の 受取 (注2 ④)	9,035	関係会社 長期 貸付金	361,939
								貸倒引 当金繰 入 (注4)	41,554	貸倒引当 金	334,024
子会社	Takasho UK Limited	イギリス エクス ス州	4,330 千英ポンド 500 千米ドル	庭園資材 の販売	直接100	役 員 兼 任 1名	当 社 製 品 販 売	商品の 販売 (注2②)	271,755	売掛金	587,184
								関係会社 長期 未収入 金		421,996	
								利息の 受取 (注2 ④)	24,999	関係会社 長期 貸付金	209,076
								貸倒引 当金繰 入 (注4)	361,180	貸倒引当 金	633,549
子会社	Takasho USA Inc.	メ カ ン シ ル ニ コ 州	4,000 千米ドル	庭園資材 の販売	直接100	役 員 兼 任 1名	当 社 製 品 販 売	商品の 販売 (注2②)	209,873	売掛金	879,519
								利息の 受取 (注2④)	46,371	関係会社 長期 貸付金	690,499
								貸倒引 当金繰 入 (注4)	418,654	貸倒引当 金	653,230
子会社	VegTrug Europe GmbH	ド イ ッ シ ャ ン フ ト	787 千ユーロ	庭園資材 の販売	間接100	役 員 兼 任 一	当 社 製 品 販 売	利息の 受取 (注2④)	7,321	関係会社 長期 貸付金	355,661
								貸倒引 当金繰 入 (注4)	65,366	貸倒引当 金	214,780
子会社	香港高 秀集團 有限公 司	香 港	1,000 千香港ドル	庭園資材 の販売	間接100	役 員 兼 任 一	当 社 製 品 販 売	手数料 の受取 (注3)	35,953	—	—

- (注) 1. 取引金額の内、期末残高には消費税等を含めており、取引金額等に消費税等は含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- ①仕入については、市場価格を勘案して一般取引条件を参考に決定しております。
 - ②販売については、市場価格等を参考に決定しております。
 - ③銀行借入及び為替予約に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。
 - ④資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は設定しておりません。
3. 事務関連業務の代行を行っており、市場価格等を参考に決定しております。
4. 子会社への債権の回収可能性を見積もり、貸倒引当金を繰入しております。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額…………… 382円46銭

(2) 1株当たり当期純利益…………… 11円65銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年3月17日

株式会社 タカショー
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人
大 阪 事 務 所
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 池上 由香
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 森 崇

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タカショーの2025年1月21日から2026年1月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカショー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年3月17日

株式会社 タカショー
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

大 阪 事 務 所

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 池上 由香

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 森 崇

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タカショーの2025年1月21日から2026年1月20日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2025年1月21日から2026年1月20日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載の内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月17日

株式会社 タカショー 監査役会
常勤監査役 井上 雅也 ㊞
社外監査役 嶋津 裕介 ㊞
社外監査役 永井 晶也 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 剰余金処分の件

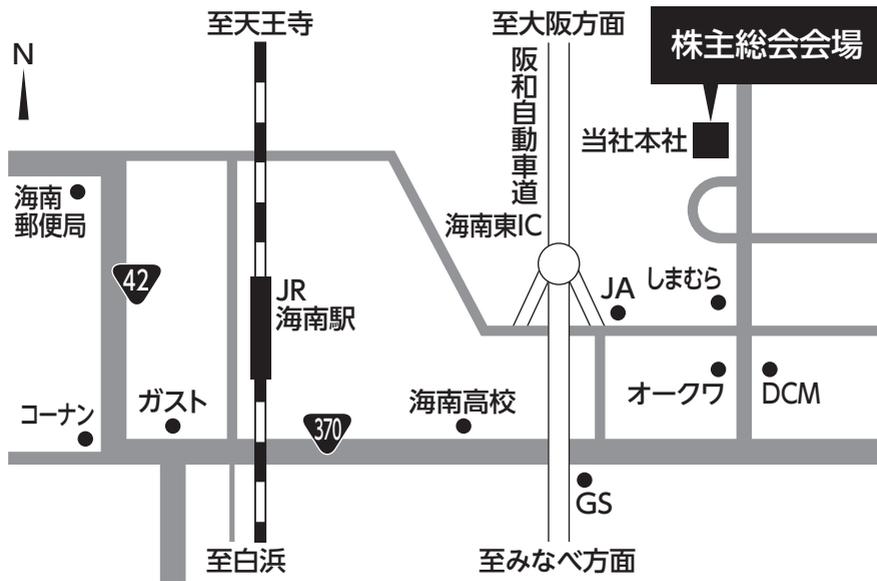
当社は、株主の皆様に対する利益配分につきましては、株主の皆様への利益還元重視の姿勢をより明確にするため、配当金額における業績連動性を高めることを基本方針としております。このような方針に基づき、当事業年度の配当につきましては、1株につき金5円とし、配当の総額は84,292,265円であります。

また、配当の効力発生日は2026年4月16日といたしたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内略図

場 所 和歌山県海南市南赤坂20-1
会 場 当社本社 3階ホール
TEL 073-482-4128



- 交 通 ● 阪和自動車道「海南東インターチェンジ」より車で約3分
● バス/JR海南駅前より専用バスをご利用ください。
・乗車場所 海南駅西口ロータリー
・発車時刻 10:10/10:40

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。